

第 10 部 教職員の健康管理と福利厚生

第 1 章 共済組合・互助組合のあらまし

第 1 節 公立学校共済組合

1 目 的

公立学校共済組合は、公立学校の教職員、県教育委員会及びその所管する教育機関の職員並びに公立学校共済組合の職員を組合員として、各種給付や福祉事業を実施することにより、組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、組合員が安心して公務に専念することによって、公務の能率的な運営に資することを目的としている。

2 事業の内容

組合員とその家族の病気・負傷・出産・災害・死亡などにかかる短期給付事業及び組合員の退職・障害・死亡などにかかる長期給付並びにその他各種の福祉事業を行っている。

3 組織と運営

本部は、東京に設置され、理事長が組合を代表して業務を執行している。支部は各都道府県教育委員会事務局内にあり、県教育長が支部長となっている。

運営については、組合員の意見を反映させるため、本部支部ともに組合員の代表者で構成された運営審議会において、事業計画・予算・その他重要事項の審議、決定をおこなっている。

第 2 節 (財)岐阜県教職員互助組合

1 目 的

(財)岐阜県教職員互助組合は、「岐阜県職員の互助団体に関する条例」に基づく互助団体として、昭和 41 年 5 月 24 日に発足し、その後、昭和 47 年 2 月 16 日に法人格を取得し現在に至っており、岐阜県教育の振興と教職員及び教育関係職員の福利向上と生活の安定を図ることを目的としている。

2 事業の内容

組合員とその家族の病気・負傷・出産・災害・死亡などにかかる給付事業及び成人病対策事業、指定宿泊施設利用補助、文化・スポーツ施設等利用補助など福祉事業を行っている。

3 組織と運営

公立学校共済組合岐阜支部に加入している者及び互助組合事務局職員で組織され、代表者の理事長は県教育長が兼ねている。

運営については、組合員の意見を反映させるため、組合員の中から選ばれた 8 名の理事によって行われ、諮問機関として組合員代表 10 名からなる評議員会が置かれている。